

つくばみらい市

三世代同居・近居

住宅支援事業助成金

～ 子育て世代及び高齢者の安心な暮らしを応援します ～



本市への移住・定住を促進することを目的として、親、子及び孫が三世代で同居，又は近居するために住宅の取得等をする方に対し、**予算の範囲内**において、助成金を交付します。

先着順

最大100万円を助成

◎事業の詳細は、裏面をご覧ください。

申請をお考えの方は、**事前に相談**願います。

申請できる期間は、転入日から12ヶ月以内、かつ住宅の取得等の日から4ヶ月以内です。



問い合わせ先・申込先

つくばみらい市 市長公室 みらいまちづくり課
TEL 0297-58-2111 (内線1204)

つくばみらい市三世代同居・近居住宅支援事業助成金

《助成対象者》 ※すでに市内で三世代同居・近居している方は、この事業の対象外となります。

- (1)親世帯又は子世帯の一方が、市内に1年以上居住していること
- (2)親世帯又は子世帯の一方が、市外に1年以上居住し、平成28年4月1日以降本市に転入すること
- (3)親世帯又は子世帯のどちらかに孫（18歳未満）が居住していること（胎児含む）
- (4)三世代同居又は近居を3年以上継続する見込みがあること
- (5)住宅の取得等の日が、平成28年4月1日以降であること
- (6)三世代家族の構成員に市税及び国民健康保険税の滞納がないこと
- (7)三世代家族の構成員のいずれもが、生活保護法の規定による保護を受けていないこと
- (8)三世代家族の構成員のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (9)この事業の趣旨を理解し、お互いに協力して必要な援助（介護や見守り等）を行うことができること
- (10)過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと

《助成対象経費》 ※助成対象経費は、次に掲げる経費から消費税及び地方消費税を控除した額とする。

- (1)住宅の取得（新築・購入）に要する工事請負契約金額又は売買契約金額
- (2)増改築・リフォームに要する経費50万円以上の工事費用。ただし住居の用に直接供さない部分の工事は除く

《助成金の額》

助成金の額は、助成対象経費の2分の1の額と下表の三世代同居等の種別に応じた助成金の上限額のいずれか低い方の額とする。※地元事業者とは、市内に本社・本店がある事業者を利用して住宅の取得等を行った場合をいう。

三世代同居等の種別	助成金の上限額			
	新築・購入		増改築・リフォーム	
	地元事業者	地元事業者以外	地元事業者	地元事業者以外
同居（市内の同一住宅に居住）	100万円	60万円	70万円	50万円
近居（同居以外で市内に居住）	80万円	60万円	60万円	50万円

《申請時に必要な書類》

- (1)つくばみらい市三世代同居・近居住宅支援事業助成金調査書（様式第2号）
- (2)誓約書兼同意書（様式第3号）
- (3)三世代同居等をする住宅の位置図
- (4)平面図、立面図等住宅の内容が確認できる書類
- (5)助成対象経費の領収書の写し及び領収金額の内訳が分かる書類の写し
- (6)住宅の取得等の日が分かる書類の写し
- (7)住宅の取得の場合は、工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (8)増改築・リフォームの場合は、施工前及び施工後の状態が確認できる写真
- (9)建築確認を受けている場合には、建築確認済書の写し
- (10)親、子及び孫の関係を証明できる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- (11)転入者が1年以上継続して市外に居住していたことを証明できる戸籍の附票又は住民票除票の写し
- (12)三世代同居等をする世帯全員の住民票の写し
- (13)出産予定の胎児がいる場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることを確認できる書類
- (14)三世代同居等をする世帯全員の市税等の滞納がないことを明らかにする書類
- (15)その他市長が必要と認める書類